

令和8年度老人保健健康増進等事業国庫補助協議（当初公募）

補足事項

■評価について

1. 協議のあった事業にかかる評価委員会における審査のポイント
評価委員会においては、下記①～⑤の観点により審査を行う。
 - ① 事業目的は、公募テーマの趣旨・目的に沿ったものになっているか。
 - ② 事業内容や調査手法等は、事業目的を達成するために効果的かつ具体的で実現可能なものであるか。
 - ③ 事業の成果は、厚生労働省の施策に活用できる等、有用と認められるか。
 - ④ 事業実施上、効率的な体制が構築されており、スケジュールに無理がないか。
 - ⑤ 協議額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的・具体的な積算となっているか。また、過大な経費が計上されていないか。
2. 事後評価の通知
採択された事業については、事業終了後、提出された成果物等を基に評価委員会において事後評価を行い、その評価結果については、各事業実施団体に対し個別に通知する。
なお、事後評価において、著しく低い評価であった法人については、評価を受けた事業実施翌年度において応募があった場合、採否にあたっての考慮要素となるので留意すること。

厚生労働省老健局総務課企画調整係

（電話番号）03-5253-1111（内線 3918）

（メール）roukenjigyo@mhlw.go.jp